

●香川県告示第320号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年7月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年7月19日
- 3 指定道路の位置 観音寺市茂木町二丁目甲399番1の一部及び甲400番1の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.20メートル  
延長 99.66メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。